

の本社にて、兩社の氏子地は五箇庄中村の地内なり。増泉春日社の氏子地は石坂村の地内、三社町白山三社の氏子地は戸板郷三社村の地内、平岡野神社は廣岡の村社にて、其の氏子地は同郷内南廣岡・北廣岡兩村の地内、長田天神は長田の村社にて、其の氏子地は同郷内南廣岡・北廣岡兩村の地内、長田天神は長田の村社にて、其の氏子地は長田の村社にて、其の氏子地は長田の村社にて、又泉町八幡(八幡)・泉新町國造社は泉村の村社にて、その氏子地は即ち泉村の地内、有松木船社は有松村の村社にて、その氏子地は即ち有松の地内、櫻木八幡は泉野新村の村社にて、その氏子地は泉野新の地内也。又大樋子安明神は大樋村の村社にて、その氏子地は即ち大樋の地内なり。野田寺町十一屋闕野神社は十一屋の村社にて、その氏子地は泉野新百姓今の十一屋村内也。右諸神社は金澤市中の産土神なる中にも、其の郷其の村の舊社にて、氏子地は元其の村地なりといへり。此の外に野町泉野神社・野田寺町諏訪神社・古寺町小橋神社・泉野菅原神社・藤棚白山社・木新保白髭社・近江町市姫神社・殿町豐國神社・西町尾崎神社・松原町尾山神社・小立野金澤神社などの社共は、皆後世の

創立に係り、今多く社邊を氏子地とすれど、其の實は皆石浦神社以下の氏子地に含まれしものにして、中には舊藩中氏子地の争論苦情ありしものもありて、他社の氏子地を押領せしもの也といへり。故に右泉野神社以下の氏子地は、其の土地の考證にも成り難く、他社氏子地の經界を錯亂せしものといふべし。

○市中往還道路

金澤市中の官道は一路なれど、間道は數路あり。中にも泉口は上口の官道にて、西京への往還口也。又大樋口は下口の官道にて、東京への往還口也。故に此の兩口は、旅客の通行常に繁多なり。又六斗口は間道なれど、舊藩中は幕府巡見使の通行道にて、能美郡小松より三坂峠を越え、別宮村・鶴來村を經、此の町口へ來る古例なり。故に上使街道と呼べり。三坂峠は古名を府峠と稱し、古へ國府の近地なれば、往古よりの道路なりといへり。今は鶴來街道と稱して、市中の要路とす。又官腰口は俗に矢口と稱し、大野・官腰への往還にて、市中の諸品運送の要路なるにより、舊藩三世權中納言利常卿元和の初め更に直道に造らしめられ、

舊道路をば今は古道と呼べり。三州志來因概覽附録の頭書に云ふ。金澤北官腰の道路は材木魚鹽を運送する要路なるが故に、元和二年往還を付替へ、二里の間並松を直道にしたり。其の古道は今も古道と稱す。津田鳳卿が梧桐文稿に云ふ。木村貞亨曰。聞之里人云。官腰毎日。駄送諸物于金澤府者。馬四十疋。負擔者二百人。毎月二返。無有虛日。若有餘力者。日三返。都人與旁村行買者。其塵不可知矣。海運之利其夥可知也。今や維新の際馬力を車力に換へ、運送の利其の以前に稍倍せりといふ。又或は曰く、當國上古の官道は海濱通りなる事、延喜兵部式に載せらるゝ驛家にて著明也。されば此の官腰往還も、國初の頃は官道なりけん。藩祖利家卿此の街道より毎度上洛し給へる由、三壺記等に載せたり。其のかみ金澤の官道町端は、上口なる泉口と、下口なる大樋口と、此の官腰口となり。安江町升形橋は香林坊・枯木兩橋梁と同じく繩城にて、此所に升形を造り、惣櫓門あり。故に升形と稱す。舊藩中は社寺の開帳札等を、犀川・淺野川兩橋と此の升形橋と三ヶ所へ出す例也。是も國初以來官道の趣なる故也と云ひ傳へたりと

ぞ。又堀川口は粟ヶ崎の往還にて、能登國へ通行する河北鴻の船路に當り、諸品を運送する要路なるにより、元和六年に淺野川を掘鑿し、河船の通路を開きたり。故に堀川の地名起れりと、三壺記にいへり。又小立野口は戸室山の伐石を挽出す道路にて、文祿元年金澤城の石壁を築かれたるより以來、城郭・藩用は勿論、藩士・工商市中の用石をも挽出せり。故に其の通路の町名をば石引町と呼べり。又寺町口は野田往來とも稱す。舊藩前田家歴代及び士族・平民共、凡て金澤市中の墓地なる野田山の往還にて、元和二年に官腰と同じく直道に作り、並松を植ゑしめられたり。又田井口は越中川上・井波・城端等より、二俣峠を經て、金澤へ米穀を運送する道路なり。此の外川上口は犀川々上より小立野山諸村への道也。大豆田口は藺田町・物吉町より犀川々下諸村への道路なり。此の外にも尙諸方への通路數口あれど、皆村里への往來にて要路にあらず。故に略記す。

○市中通筋町名

金澤市中本通り町筋は、上口南方の街尾有松町・泉新町泉町より野町を經て、犀川の橋梁に至るを上口通筋とす。下